

受益者の皆様へ

平成 27 年 5 月
野村アセットマネジメント株式会社

**野村アジア成長国株ファンド（愛称:ネオアジア）
信託終了（繰上償還）のお知らせ**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「野村アジア成長国株ファンド（愛称:ネオアジア）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条および第 20 条ならびに当ファンドの投資信託約款第 48 条に規定する手続きに基づいて、信託を終了（繰上償還）することの可否に関して、受益者の皆様を対象に平成 27 年 4 月 23 日に書面決議を実施いたしました。

書面決議の結果、賛成受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日（平成 27 年 3 月 9 日）現在の受益権の総口数の 3 分の 2 以上となったので、平成 27 年 7 月 28 日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

なお、償還金は、平成 27 年 7 月 30 日（予定）に三井住友信託銀行にてお支払いいたします。

今後も弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

このお知らせに関するお問合せ先

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル
0120-753104（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）